

北名古屋市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和2年6月9日

北名古屋市監査委員 大 野 真 一

北名古屋市監査委員 渡 邊 幸 子

2 北 社 第 9 0 2 号

令和 2 年 5 月 2 9 日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 渡 邊 幸 子 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 2 年 5 月 1 3 日付け 2 北監第 1 7 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜社会福祉課＞

1 【指摘事項】

(1) 補助事業について

共同生活援助施設創設用地取得費補助金について、補助対象経費に係る関係書類の一部が添付されていなかった。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、事業者から添付されていなかった書類の提出を受けました。今後、事務処理を適正に行います。

3 【監査委員意見】

(1) 生活保護費 78 条徴収金について、徴収方法、時効管理及び債権管理の方法を調査し、今後の管理方針を検討していただきたい。

(2) 社会福祉団体運営費補助金について、透明性のある補助基準を検討していただきたい。

4 【措置状況】

(1) 生活保護費 78 条徴収金の債権管理方針について、近隣市町村の管理方法なども研究し検討します。

(2) 社会福祉団体運営費補助金について、今後、社会福祉団体運営費補助金の補助基準の見直しを検討し、事務処理を適正に行います。

2 北 家 第 5 5 号

令和2年5月22日

北名古屋市監査委員 大 野 眞 一 様

北名古屋市監査委員 渡 邊 幸 子 様

北名古屋市長 長 瀬 保

(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和2年5月13日付け2北監第17号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜家庭支援課＞

1 【指摘事項】

(1) 支出事務について

子ども・若者支援地域協議会講演会について、講演会開催前に講師へ支払う報酬額・旅費が、事前決裁されていなかった。

(2) 補助事業について

ア 北名古屋市少年補導委員活動補助金について、申請、請求及び実績報告の起案書に少年補導委員会長の確認印がなかった。

イ 母子寡婦福祉協議会補助金について、補助金の積算根拠がなかった。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、今後、適正な事務処理を行うとともに、講演会開催前に事前に講師へ支払う報酬額・旅費に係る回議書を作成します。

(2)のア 指摘事項については、今後、少年補導委員会長に確認をしてもらうよう事務処理を適正に行います。

(2)のイ 指摘事項については、今後、社会福祉団体運営費補助金の補助基準の見直しを検討し、事務処理を適正に行います。